

# 当会と石川県は 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への 提供等に関する協定」を締結致しました！

2015年4月6日、当会と石川県は「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」を締結致しました。全国では27番目の協定締結となります。郵送にて協定書を取り交わすことにより協定を締結し、石川県支部 小村支部長（当会副会長）が協定書贈呈式に出席しました。

石川県には、能登半島の「邑知瀉断層帯」や「森本・富樫断層帯」をはじめ複数の活断層が存在しています。また、日本海東縁部や南海トラフ沿いで発生する地震で被害を受ける可能性もあり、注意が必要となっています。

このたびの協定締結により、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

常田土木部長（左）より、協定書を贈呈される小村副会長（右）

## 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

石川県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した際に、被災者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるように、甲が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定める。

### （情報提供の協力）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供の協力を要請できる。

2 乙は、前項の規定に基づく甲からの要請があった場合、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。

### （応急借上げ住宅の提供に関する協力）

第3条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅としての提供の協力を要請できる。

2 乙は、前項の規定に基づく甲からの要請があった場合、甲が民間賃貸住宅を応急借上げ住宅として被災者に提供するに当たり、可能な限り協力する。

### （応急借上げ住宅の提供における甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### （応急借上げ住宅の提供における乙の役割）

第5条 乙は、第3条第2項に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること

- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 甲からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

### （体制の整備）

第6条 乙は平時において、この協定について会員の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努める。

### （協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定める。

### （雑則）

第8条 この協定は、平成27年4月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月6日

甲 石川県  
石川県知事 谷 本 正 憲



乙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会  
会長 川口 雄 一 郎



「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」